六　沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件　〇国家公安委員会　三〇　90　一四

一六　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件　一　特42　一

一七　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第四条第一項の規定に基づき国際テロリストを指定する件　二七　三

一七　社債、株式等の振替に関する命令第六十二条の規定に基づき、特定個人情報の提供を行うことが必要であると認められる場合として金融庁長官が定める場合及び社債等の発行者等に提供する特定個人情報として金融庁長官が定めるものを定める件　〇金融庁　一　67　一三

一八　暗号資産信用取引に係る暗号資産リスク想定比率の算出方法を定める件　三　一

一九　特定暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る暗号資産リスク想定比率の算出方法を定める件　三　二

二〇　金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行規則第三条の規定に基づき、金融庁長官が定める財産を定める件　三　二

二一　銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件　三　二

二二　金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件の一部を改正する件　三　70　三六七

二三　特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件　三　70　三七

二四　金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第五項の規定に基づき親会社が外国会社である金融商品取引業者等のうち金融庁長官が指定する者が整備しなければならない業務管理体制として金融庁長官が定める業務の継続的な実施を確保するためにその親会社との間においてとるべき措置の一部を改正する件　三　70　三七五

二五　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件　二二　三

二六　金融商品取引業等に関する内閣府令第三百四十九条の規定に基づき、金融庁長官等に提出する書類及び情報通信の技術を利用する方法を定める件の一部を改正する件　二四　二

一　顧客資産から除かれる取引を指定する件の一部を改正する件　三　70　三八四

二　金融商品取引業に付随する業務に関する金銭又は有価証券が顧客資産となるものを指定する件の一部を改正する件　〇金融庁、厚生労働省　三　70　三八四

二　労働金庫代理業者に係る労働金庫代理業の許可がその効力を失った件　〇総務省　三　四

一八　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　一　四

一九　平成十四年総務省告示第六百三十八号（平成九年自治省告示第百八十一号の全部を改正する件）の一部を改正する件　一　四

二〇　平成二十八年総務省告示第百四十二号（地方税法第三百四十九条の三第三十四項に規定する世界遺産一覧表に記載された家屋及び償却資産を指定する件）の一部を改正する件　一　四

二一　地方税法施行規則第十六条の四の四第一項に規定する前々年度の全国の市町村たばこ税の額の合計額として総務大臣が定める額を定める件　一　五

二二　市の境界変更の件　一　五

二三　電波法第百三条の二第二十七項の規定に基づく納付受託者の指定の件　一　五

二四　電波の有効利用の程度の評価に関する基本方針を定める件の一部を改正する件　一　67　一三

二五　重点調査の実施に係る基本的な方針を定める件　一　67　一三

二六　令和二年度地方債同意等基準を公表する件　一　67　一三

二七　令和二年度地方債計画を公表する件　一　67　一三〇

二八　令和二年度地方債充当率を公表する件　一　67　三三

二九　在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を定める件　二　二

三〇　在外公館等における在外投票を行うことができる期日を定める件　二　二

三一　工事担任者規則第八条の規定に基づき、総務大臣が別に告示して指定する者を定める件　八　九

三二　電気通信番号計画の一部を変更する件　九　75　一

三三　電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロの電気通信設備を指定する件の一部を改正する件　一三　78　一

三四　無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件　一五　80　一四

三五　航空無線航行業務に使用する電波の型式及び周波数等を定める件を廃止する件　一五　80　一五

三六　地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件の一部を改正する件　一六　81　一

三七　地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件　一六　81　四